

# 平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	5	府省庁名	文部科学省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他( )		
要望項目名	出入国管理及び難民認定法の改正による、在留資格「留学」と「就学」の一本化に伴う所要の措置		
要望内容(概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>第171回国会において「出入国管理及び難民認定法」が改正され、平成21年7月15日に公布された。今回改正により、在留カードの交付など新たな在留管理制度の導入を始めとして、特別永住者証明書の交付、研修・技能実習制度の見直し、入国者収容所等視察委員会の設置など様々な措置が行われることとなっている。このうち在留資格については、「留学」と「就学」の区分をなくし、「留学」の在留資格へと一本化することとされており、こうした状況に適切に対応することが必要である。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>現在の地方税法第七十三条の二十七の八において、「公益社団法人又は公益財団法人で外国人留学生（<u>出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の四の表の留学の在留資格を認められた者をいう。以下この条において同じ。</u>）の寄宿舍の設置及び運営を主たる目的とするものが不動産を取得した場合において、土地の取得にあつては当該取得の日から五年以内に当該土地を外国人留学生の寄宿舍の用に供したとき、家屋の取得にあつては当該取得の日から引き続き三年以上当該家屋を外国人留学生の寄宿舍の用に供したときは、当該土地の取得又は家屋の取得に対して課する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。」とされている。</p> <p>今回在留「就学」が「留学」に一本化されることに伴い、上記の措置を、従来の留学生用の寄宿舍に加え就学生用の寄宿舍についても適用できるよう所要の措置を講ずる。</p>		
関係条文	<p>（ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の四</p> <p>留学 本邦の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校又は設備及び編成に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動</p>		
要望理由	在留資格「就学」が「留学」に一本化されたことに伴い、就学生用の寄宿舍を運営する公益法人に対しても、留学生用の寄宿舍の場合と同様の税制上の措置を講じることが必要なため。		
減収見込額	<p>（初年度） - （-） （平年度） - （-） （単位：百万円）</p>		
地方税以外の措置	既存	<p>・ 国税</p> <p>・ 融資、補助金その他</p>	
	22年度の望	<p>・ 国税</p> <p>・ 融資、補助金その他</p>	
過去の要望経緯			
本要望に対応する縮減案			